

改正後

* 下線部分が改正箇所

愛媛県単位価格表示基準（昭和53年3月告示第238号）（抄）

愛媛県消費生活条例（昭和50年愛媛県条例第11号）第17条第1項の規定に基づき、愛媛県単位価格表示基準を次のように定める。

愛媛県単位価格表示基準

（定義）

第1条 この基準において「事業者」とは、売場面積が300平方メートル以上である店舗において小売業を営む者（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づき設立された消費生活協同組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合で組合員の生活に必要な物資を供給する事業を行うものを含む。）をいう。

2 この基準において「単位価格」とは、別表の左欄に掲げる商品に応じ、当該右欄に掲げる基準単位量当たりの価格をいう。

（表示事項）

第2条 別表の左欄に掲げる商品を販売する事業者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる事項を表示しなければならない。

区分	表示事項
(1) 消費者の面前において内容量を計量した うえ、商品を販売する場合	ア 品名 イ 基準単位量及び単位価格
(2) (1)以外の方法により商品を販売する場 合	ア 品名 イ 基準単位量及び単位価格 ウ 内容量 エ 販売価格

2 前項の表(2)の項の場合における単位価格は、有効数字3けた（4けた目を四捨五入）で表示するものとする。

（表示方法）

第3条 前条第1項の規定による表示は、次の各号のいずれかに該当する方法により、かつ、消費者の見やすいようにしなければならない。

- (1) 商品ごとに印刷し、押印し、又はラベルをちよう付する方法
- (2) 商品の種類ごとにカード等により表示する方法
- (3) 2以上の種類の商品について一覧表で表示する方法

（適用除外）

第4条 次に掲げる商品については、この基準の規定は、適用しない。

- (1) 2以上の種類の商品を詰め合わせて販売する場合における当該商品
- (2) 生鮮食品である商品であつて、その内容量の多寡にかかわらず均一の価格で販売するもの

附 則（略）

*平成23年11月18日から施行する。ただし、別表（生鮮の部）中への「まぐろ」「さけ」の追加は、平成24年2月1日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

品名	基準単位量
（加工食品）	
1 ベーコン	100グラム
2 ハム	100グラム
3 ソーセージ	100グラム
4 粉ミルク	100グラム
5 インスタント粉末クリーム	10グラム
6 チーズ	100グラム
7 マカロニ	100グラム
8 スパゲッティ	100グラム
9 ソース	100ミリリットル
10 ケチャップ	100グラム
11 マヨネーズ	100グラム
12 食酢	100ミリリットル
13 化学調味料	10グラム
14 ドレッシング	100ミリリットル
15 インスタントコーヒー	10グラム
16 インスタントココア	10グラム
17 紅茶	10グラム
18 果実飲料	100ミリリットル
19 食用油	100グラム
20 砂糖	100グラム
21 はちみつ	100グラム
22 ジャム	100グラム
23 小麦粉	100グラム
（生鮮食品）	
1 みかん	100グラム
2 ばれいしょ	100グラム
3 玉ねぎ	100グラム
4 かぼちや	100グラム
5 精肉	100グラム
6 まぐろ	100グラム
7 さけ	100グラム

備考

- 1 製造業者又は輸入業者が内容量をグラム又はミリリットルで表示している商品に係る基準単位量については、右欄中「グラム」とあるのは「ミリリットル」と、「ミリリットル」とあるのは「グラム」と読み替えるものとする。
- 2 基準単位量以下の内容量で販売する商品については、当該商品に係る基準単位量を10で除して得たものを基準単位量とする。
- 3 基準単位量の10倍以上の内容量で販売する商品については、当該商品に係る基準単位量に10を乗じて得たものを基準単位量とする。

